

公益社団法人日本語教育学会表彰委員会設置運営規程

制定 2015(平成 27)年 12 月 13 日
2015(平成 27)年度第 4 回理事会
一部改定 2016(平成 28)年 3 月 13 日
2015(平成 27)年度第 5 回理事会
2017(平成 29)年 3 月 19 日
2016(平成 28)年度第 3 回理事会
2019 年(平成 31)年 3 月 17 日
2018(平成 30)年度第 3 回理事会

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「学会」という。）の定款第 42 条に基づき、表彰委員会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 学会は、委員会設置運営規程に基づき、常置委員会として表彰委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第 3 条 委員会は、日本語教育の学術研究、実践、情報交流のさらなる発展に資するため、日本語教育に貢献した個人等の業績を表彰する制度全体の方針および賞の制定・改廃・表彰に係る業務全般を所掌する。

(構成)

第 4 条 委員会は、会長を含む 5 名以内の委員をもって構成する。

2 委員は理事会が学会の会員から選出し、会長が委嘱する。

3 委員の改選に際し、理事会に推薦する委員候補者名簿は、委員会において作成する。（ただし、委員会設置時においては、常任理事会がこれを行う。）

4 理事会は、委員の選出に際し、原則として委員に理事（会長を除く）を 1 名以上含めるものとする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 1 期 2 年、原則として連続して 2 期までとする。

2 補欠又は補充の委員の任期は、前任者又は同期の残留期間とする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、会長がこれに当たる。副委員長は、委員長の指名により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。委員長があらかじめ指名する副委員長は、重要案件・対外的折衝以外の日常の会務を代行する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第7条 委員会の招集は、委員長が行う。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

(賞及び選考委員会の設置等)

第8条 学会が授賞する賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日本語教育学会 学会賞
 - (2) 日本語教育学会 奨励賞
 - (3) 日本語教育学会 功労賞
 - (4) 『日本語教育』論文賞
 - (5) 日本語教育学会 学会活動貢献賞
 - (6) 日本語教育学会 特別賞
- 2 理事会は、第1項(1)～(5)の各賞の授賞候補者等を選考するため、定款第40条に基づき、特別委員会として授賞候補選考委員会(以下、「選考委員会」という。)を設ける。
 - 3 第1項(1)～(5)の各賞の授賞対象、選考委員会の設置及び運用等は、理事会において別に定める各賞の表彰規程及び選考委員会設置運営規程による。
 - 4 第1項(1)～(5)の各賞の授賞候補者等は、選考委員会の選考結果に基づき、選考委員会が理事会に推薦し、理事会の議決により決定する。
 - 5 特別賞については、日本語教育に関わる分野において特に顕著な功績があった者に授与される。理事会からの推薦があった場合には、同会の議決により決定する。

(協議及び報告)

- 第9条 委員長は、所掌業務において常任理事会又は理事会に関わる事項が生じたときは、議案を速やかに適宜常任理事会又は理事会に提出し議決を得なければならない。
- 2 委員長は、委員会の業務の進捗状況を適宜常任理事会又は理事会に報告するものとする。

(費用及び報酬)

- 第10条 委員には、原則として業務に関わる交通費を支払う。なお、必要に応じて、別途旅費規程に定める旅費の一部を支払う場合もある。ただし、学会が主催又は共催する事業の開催時に関わる交通費については、この限りでない。
- 2 委員には、別段の定めがある場合を除き、会議出席謝金等の報酬を支払わない。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、学会事務局において行う。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

この規程は、2015 年 12 月 13 日から施行する。

附 則 (2016 年 3 月 13 日第 8 条改定)

この規程の改定は、2016 年 3 月 13 日から施行し、2016 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 (2017 年 3 月 19 日第 10 条改定)

この規程の改定は、2017 年 3 月 19 日から施行し、2017 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (2019 年 3 月 17 日第 4 条改定)

この規程の改定は、2019 年 3 月 17 日から施行する。